\bigcirc 厚 生 労 働 省 告示 第 \equiv 百 六 + 八 号

品 か 及 5 薬 薬 適 び 事 事 第 用 法 法 二類 第三 す (昭 る。 + 医 和 ただ 六 三 薬 品 条 + し、 五 \mathcal{O} 平 \equiv 年 この 成 第 法 + 律 告 九 項 第 年 示 第 百 による改 厚 __ 兀 + 号 生 労 及 五. 号) 働 び 正 第二号 省 第三十 告示 後 0) 第六 別 \mathcal{O} 表 規 六 + 第三生薬及び 定 条 九 に \mathcal{O} 号) \equiv 基 づ 第 き厚 \mathcal{O} 項 動 部 第 生 植 を 労 物 号 次 働 成 及 \mathcal{O} 大 ように 分 臣 び 0 第 が 項 指 号 0 改 定 規 正 す \mathcal{O} 定 し、 る 規 は、 第 定 公 に 平 布 類 基 成 医 づ \mathcal{O} 日 薬 き

亚 成 二 十 三 年 九 月三 + +

兀

年

兀

月

日

カュ

5

適

用

する。

日

厚 生 労 働 大 臣 小 宮 Ш 洋 .. 子

別 表 第 中 第 号を第 号の二とし、 同号 0) 前 に次 の 一 号を加える。

ア シ ク 口 ピ ル

別 表 第 中 第 + · 号 を削り、 第十 号を第十号とし、 第十二号から第十 七 号までを一 号ず 0 繰り上げ

る。

別 表 第 \equiv 無 機 薬 品 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 有 機 薬 品 \mathcal{O} 項 第 百 三十六 号 中 ただ し、 口腔,内 貼 付 剤 に 限 る。 を削 る。

生 薬 及 び 動 植 物 成 分

別

表

第

生

薬

及

び

動

植

物

成

分

 \mathcal{O}

項

を

次

 \mathcal{O}

ように

改め

る。

赤 力 シ ユ ウ。 ただし、 外 用 剤を除く。

一 亜麻仁。ただし、外用剤を除く。

三 アルニカ。ただし、外用剤を除く。

几 ア 口 工 た だ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 ア 口 工 \bigcirc 七 五. g 以 下 を含有 す る ŧ \mathcal{O} を

除

五 アンズオール。ただし、外用剤を除く。

六 イチイ。ただし、外用剤を除く。

七 1 レ イセ ン。 ただし、 日 量 中 1 V 1 セ 五. g 以下 を含有するもの 外 用剤を除

を除く。

八 1 ンチン。 ただ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 1 ン チ ン三 g 以 下 を含 有 す る ŧ \mathcal{O} を 除 <_ .

九 1 ン チン コ ウ。 ただ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 1 ン チン コ ウ 三 g 以下 を含・ 有 す る ŧ \mathcal{O} を除く。

十 インヨウカク。ただし、外用剤を除く。

+ ウ P ・ク。 ただし、 外用 剤 及 \mathcal{C}^{κ} 日 量 中 ウ t ク 二 g以下を含有するもの を除く。

十二 ウワウルシ。ただし、外用剤を除く。

十三 エイジツ。ただし、外用剤を除く

十四 エンゴサク。ただし、外用剤を除く。

五 才 ウ ゴ ン。 ただ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 オ ウゴ ン g 以 下 を含有 する t \mathcal{O} を 除

十六 才 ヘウバ ク。 ただし、 外 用 剤 及び 日 量 中 才 ウバ ク 三 g 以 下 を含有するも 0 を除 く。

十七 オウレン。 ただし、 外用 剤及び一 日 量 中 オウレ ン g以下を含有するもの を除い く。

十八 力 1 クジン。 ただ Ļ 外 用 剤 を除

十九 カシ。 ただ 外 用 剤 を除 <

<u>二</u> 十 カシ ユ ウ。 ただし、 外 用 剤を除く。

二 十 一 ガジュツ。 ただし、 日量中ガジ ュツ五 g以下を含有するもの (外用剤を除く。

<u>-</u> + -カスカラサグラダ。 ただし、 外用 剤を除る く。

二 十 三 力 ツ コ ウ。 ただし、 外 用 剤 及 び 日 量 中 力 ツ コ ウ 三 g 以下: を含有 す

二 十 四 力 ツ コ ン。 ただ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 力 ツ コ ン 兀 g 以 下 を含有 す る ŧ 0 を除

二十六 カラコ ウボ ク。 ただし、 外用剤を除 < .

二 十 五

力

ツ

セ

キ。

ただし、

外 用

剤

及び

日

量

中

力

ツ

セ

丰

五.

g

以下

を含有

する

ŧ

0

を 除

る

ŧ

 \mathcal{O}

を

除

を除く。

二十七 カラ セ ン + ユ ウ。 ただし、 外用 剤及び一 日 量 中 カラセンキュウニ・五 g以下を含有するも

0) を 除 <_

二十八 力 口 コ ン。 ただし、 外 用 剤を除

二十九 力 ワ ヤナギ。 ただし、 外 用 剤を除く。

三十 カン 彐 ウコ ウ

三十一 カンゾウ。 ただし、 外用剤、 日 量 中 カンゾウー g未満を含有するもの 及び一 日量中 カン

ゾ ウ 一 g以上を含有するもの 甘 草乾姜 湯、 中 健中湯及び排膿 散 及湯に限る。 を除く。

三十二 カンボウイ。ただし、外用剤を除く。

三十三 キササゲ。ただし、外用剤を除く。

三十四四 丰 日 ウ 力 ッ。 ただし、 外用 剤及び一 日 量中 キョウカツ〇・一五 g以下を含有するものを除

<

三 十 五

キ

日

ウニン。

ただし、

外用剤及び一

日量中キョウニン〇・二g以下を含有するものを除く。

三十六 クコヨウ。ただし、外用剤を除く。

三十七 クジン。ただし、外用剤を除く。

三十八 クバク

三十九 クレンピ。ただし、外用剤を除く。

四十 ケイガイ。 ただし、一 日 量 中 -ケイ ガイ g 以下 を含有するもの (外用剤を除く。) を除 <

兀 + ケイガイホ。 ただし、 日 量 中ケイガ イホー g以下を含有するも 0) (外用剤を除く。) を

除く。

四十二 ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。

四十三 ケンゴシ脂。ただし、外用剤を除く。

兀 十四四 ゲンジン。 ただし、 外用剤及び一日量中ゲンジン〇 · 五 g以下を含有するものを除く。

四十五。睾丸抽出物。ただし、外用剤を除く。

四十六 コウクジン。ただし、外用剤を除く。

四十七 コウブシ。ただし、外用剤を除く。

几 十八 コ ウ ボ ク。 ただ し、 外 用 剤 及 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 一 目 量 中 コ ウボ ク 〇 三 g以下を含有するものを除く。

四十九 コウホン

五十 コクロジン。ただし、外用剤を除く。

五 + コ ケ 干 干 日 ウ。 ただ し、 外 用 剤 を 除 <_

五. 十 二 ゴ シ ッ。 ただ Ļ 外 用 剤 及 び 日 量 中 ゴ シ ツ • 五. g 以 下

五. 十三 ゴ シ ユ ユ 0 た だ し、 外 用 剤 及 び --- 日 量 中 ゴ シ ユ ユ \bigcirc 兀 g 以 下 を含有 する ŧ \mathcal{O} を除

を含有

する

ŧ

0

を 除

五十四 コジョウコン

五. 十 五 ゴ ボ ウ シ。 ただ Ļ 外 用 剤 及び 日 量 中 ゴ ボ ウシ 五. g 以下 を含有するもの を除く。

五十六 ゴレイシ。ただし、外用剤を除く。

五十七 コロンボ。ただし、外用剤を除く。

五十八 コンズランゴ。ただし、外用剤を除く。

五. + 九 サ 1 コ。 ただ Ļ 外 用 剤 及び 日 量 中サ イコ \bigcirc 七 g以下を含有する もの を 除 <

六 + サ イシ ン。 ただ し、 外 用 剤 及び 日 量 中 サ 1 シ ン 〇 • <u>=</u> g 以下 を含有す る ŧ のを除く。

六 十 一 サン シ 彐 ウ コン。 ただし、 外用 剤 を除 <

六 + = ジ 才 ウ。 ただ Ļ 外 用 剤 及 び 日 量 中ジオ ウ 八 g 以下: を含有するも 0 を 除

六 十三 オ ン。 ただ し、 外 用 剤 を除 <_ 。

六 十匹 ジ コ ツ ٢٥ ただし、 外 用 剤 及 日 量中ジュ ッピ g以下を含有するものを除く。

六 十 五 ジ セ キ。 ただし、 外 用 剤を除く。

剤を除く。

六

十六

シ

ツ

リシ。

ただし、

外

用

六 十七 シ べ ツ <u>۱</u> ° ただ し、 外 用 剤 を除 <_

六 十八 シ t カンゾ ウ。 ただ Ļ 外 用剤及び一 日 量 中シャ カンゾウー g未満を含有するも 0 を除く。

六 十九 シ Y クナゲヨ ウ

七 + ジ ヤ コ ウ。 ただし、 外用剤を除く。

七 + -ジ ヤ シ ョ ウシ。 ただし、 外 用 剤及び一 日 量中ジ ヤ シ 日 ウ シ 〇 六 g以下を含有するものを

除く。

七 十 二 絨り 毛 組 織 加 水 分解 物。 ただし、 外 用 剤 を除

七 十三 シ ユ 口 ジ ッ。 ただ し、 外 用 剤 を除

七 十 匹 シ 日 ウブ コ ン。 ただ し、 外 用 剤を除く。

七 十 五 シ 日 ウマ。 ただし、 外用剤 及び一 日量中 シ 彐 ウマ \bigcirc — 五 g以下を含有するものを除 く。

七十六 静脈血管叢エキス

七 + 七 シ 彐 ウ V ン ギ 日 ウ。 た だ し、 外 用

七 + 凣 ジ IJ ユ ウ。 た だ Ļ 外 用 剤 及 び 日 量 中 ジ IJ ユ ウ 五. g 以 下 を 含 有 す Ś t \mathcal{O} を 除

剤

を

除

く。

七 + 九 シ ン 100 ただ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 シ 1 \bigcirc 三 g 以下 を含 有 す る t \mathcal{O} を 除

八十 ジンギョウ。ただし、外用剤を除く。

八 + -ジ ン コ ウ。 ただ し、 外 用 剤 及 び _ 日 量 中 ジ ン コ ウ 一 g 以下 を含有する

ŧ

0

を

除く。

八 十 二 シ ン 干 ツ コ ウ。 ただ Ĺ 外 用 剤 を 除 く。

八 十三 ス 1 サ イ 日 ウ。 ただ し、 外 用 剤 を 除 く。

八 + 兀 セ 1 日 ウ \vdash チ 1 + 種 子。 た だ し、 外 用 剤 を除く。

八十五 ゼオライト。ただし、外用剤を除く。

八十六 セキイ。ただし、外用剤を除く。

八十七 セキサン。ただし、外用剤を除く。

八

十八

セ

丰

シ

彐

ウ

コ

ン。

ただ

外

用

剤

を

除

く。

八 + 九 セ ツ コ ウ。 た だ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 セ ツ コ ウ 五 g以下を含有する ŧ 0 を除く。

九十 セッコク。ただし、外用剤を除く。

九十一 セッコツボク。ただし、外用剤を除く。

九十二 セッコツョウ。ただし、外用剤を除く。

九 十三 セ ン 丰 ユ ウ。 ただし、 外 用 剤 及 び 日日 量 中 セ ン キ ユ ウ 二 ・ 五 g 以 下 を含有す Ź t \mathcal{O} を除

九 + . 匹 ゼ ン コ。 た だ し、 外 用 剤 及 び 日 量 中 ゼ ン コ 一 二 五 g以下を含有するも \mathcal{O} を除

九十五 センコツ。ただし、外用剤を除く。

九十六 センソ。ただし、外用剤を除く。

九十七 茜草

九十八 センナ (別名センナョウ)

九十九 センナジツ

百 センプクカ

百一 センボウ。ただし、外用剤を除く。

百二 センレンシ。ただし、外用剤を除く。

百三 ソウキ セ 1 (ヤド ij ギ 科 0) 植 物 を基 原とする生薬を含 む。 0 ただし、 外 用 剤 を 除

百四 ソウジ

百 五. ソ ウジ ユ ッ。 ただし、 外用 剤及び一日 量中ソウジ ュツニ・二五 g以下を含有する ŧ のを除く。

百 六 ソ ボ ク。 ただし、 外 用 剤 及 び 日 量 中ソボ クーg以下を含有するもの を除く。

百七 ダイオウ。ただし、外用剤を除く。

百 八 タ イシャ セ キ。 ただし、 外用 剤を除く。

百 九 胎 盤

百 + 胎 盤 加 水 分 解 物

百 ダ と。 ただし、

百 + - + タクシャ。 1 フ ク ただし、 外 用剤及 外用 剤を除く。 びー 日 量 中タクシ ャ三g以下を含有するものを除く。

百 十三 ダツラ。 ただし、 外用 剤 を除り

百 十四四 タンジン。 ただ 外 用 剤 を 除 <

十 五 チョ ウ } ゥ コ ウ。 ただ 外 用 剤 及 び 日 量 中チ 日 ウ } ・ウコ ウ ·三g以 下を含有するも

 \mathcal{O} を除く。 百

百 十六 チョレ 1. ただし、 外用剤及び一日量中チョ イニ・二五 g以下を含有するものを除く。

百 十七 鉄 粉

百 十八 テン ナン シ 彐 ウ。 ただし、 外 用 剤 を除

百 十九 テン マ。 ただし、 外 用 剤 及 び 日 量 中 テン 7 g 以下 を含有 する ŧ のを除 く。

テン モン ドウ。 ただし、 外 用 剤 及 び 日 量 中テン モン ドウー・二五 g以下を含有するもの

を 除

トウジン。 ただし、 外用 剤を除く。

百二十二 トウニン。 ただし、 日 量中トウニン〇 五. g以下を含有するもの (外用剤 を除く。)

を除く。

百二十三 ド ク 力 ッ。 ただし、 外用 剤及 び 日 量 中ド - クカ ツー 五. g以下を含有するものを除く。

百二十四 トコン

百二十五 トシシ。ただし、外用剤を除く。

百二十六 ドモッコウ。ただし、外用剤を除く。

百二十七 ナンテン

百二十八 バイモ

百二十九 ハクセンヒ

百三十 ハゲキテン。ただし、外用剤を除く。

百三十一 ハゴシ。ただし、外用剤を除く。

百三十二(バショウコン。ただし、外用剤を除く。

百三十三 ツ 力 1 ヒ (別 名 ハ ツ 力 1 ただ Ļ 外 用 剤 を除

百三十四 ハンゲ。 ただし、 外 用 剤 **(**粘 膜 に使用す る製剤を除 及び一日量 中ハンゲ〇・六 g

以下を含有するものを除く。

百三十五 ハンペンレン

百三十 六 ヒ 7 シ 油。 ただ Ļ 外 用 剤を除 く。

百三十七 ピ ヤ ク 丰 日 ウ サ ン。 た だだ し、 外 用 剤 を 除

百三十 八 ピ ヤ ク シ。 た だ Ļ 外 用 剤 及 び 日 量 中 ピ ヤ ク シ 六 g 以 下 - を含: 有する £ 0 を除 <_ .

百三十九 ピ ヤ クジ ユ ッ。 ただ し 外 用 剤 及 び 日 量 中 ピ ヤ ク ジ ユ ツニ・二五 g 以 下 を含有するも

 \mathcal{O} を 除 <_

百 兀 + ピ ヤ ク ダ ン。 ただし、 外 用 剤を 除 く。

百 几 + ピ ン 口 ウジ。 ただ し、 外 用 剤 を 除 <_ 。

匹 + _ フ ク ボ ン シ。 ただ Ļ 外 用 剤 を 除 く。

百

兀

十三

ブ

ク

IJ

彐

ウ。

ただ

し、

外

用

剤

及

び

日

量

中

・ブク

IJ

彐

ウ

兀

g以下を含有するものを除

百

百 兀 + 兀 ブ シ 別 名 加加 エブ シ 又 は ホウブシ) 0 ただ し、 外 用 剤 を除

百 匹 + 五. フジ コ ブ

百 兀 + 六 フ ジ バ 力 7

百 匹 + 七 フ ラン グラ皮。 ただ し、 外 用 剤 を除

百 兀 + 八 ベ アベ リー。 ただ し、 外 用 剤 を 除 <

百 兀 + 九 べ ラド ン ナコ ン 別 名 ベ ラ K ン ナ ただ し、 外 用 剤 を除

百 五. + ボ ウ 100 ただし、 外 用 剤 及 び __ 日 量 中 ボ ウイ〇 五. g以下を含有す るものを除く。

百 五. + -ボ ウフ ゥ。 ただし、 外用 剤 及 び 日 量 中 ボ ウフ ウ • <u>=</u> g 以 下 - を含· 有する ŧ 0) を 除 <

百 五. + _ ボ タン じ。 ただし、 外 用 剤 及 \mathcal{U} 日 量 中 ボ タンピ〇 兀 g 以下 を含有する ŧ \mathcal{O} を除 <.

百五十三 ポテンティラ。ただし、外用剤を除く。

百五十四 ホミカ。ただし、外用剤を除く。

百五十五 マオウ。ただし、外用剤を除く。

百五十六 マクリ。ただし、外用剤を除く。

百 五. 十七 7 ン ケ 1 シ。 ただ 外 用 剤 及 び 日 量中 7 ン ケイ · シ 〇 五. g 以 下 を含有 す るも \mathcal{O} を除

< °

百五十八 ムラサキオモト。ただし、外用剤を除く。

百 五. + 九 メ IJ 口 \vdash ただ し、 外 用 剤 を除 <_

百 六 + 干 ク ツ ウ。 ただし、 一 目 量 中 モ クツ ウ 三 g以下を含有 するもの (外用 剤を除る を

除く。

百六十一 モツヤク。ただし、外用剤を除く。

百六十二 ヤカン。ただし、外用剤を除く。

百六十三 ヤクモソウ。ただし、外用剤を除く。

百六十四 ヤツメウナギ。ただし、外用剤を除く。

百 六 + 五 Y ラ ツ パ 0 ただ し、 外 用 剤 を 除 く。

百六十六 ヤラッパ脂。ただし、外用剤を除く

百六十七 ユキワリソウ

百 六 + 八 日 ウ 丰 セ キ。 ただ し、 外 用 剤 を除 <_

百六十九 ラクトサン。ただし、外用剤を除く。

百 七 + IJ ユ ウタン。ただし、 外用剤及び 日量· 中 リュ ウタン〇・ 七五. g以下を含有するものを除

百七十二 レンケイ。ただし、外用剤を除く。

百

七

+

V

ンギョウ。

ただし、

外用

剤及び

日

量

中

レ

ンギョウ〇

・三g以下を含有するものを除

<,

百七十三 ロクジン。ただし、外用剤を除く。

百七十四 ロクベン。ただし、外用剤を除く。

百七十五 驢腎。ただし、外用剤を除く。

百 七 + 六 ワ コ ウ ボ ク。 ただ Ĺ 外 用 剤 を 除 く。

百 七 $\overline{+}$ 七 ワ レ IJ ア ナ。 ただ Ļ 外 用 剤 を 除 <_

注 者 12 係 日 . る量 量 は は、 + 基 五 準 歳 量 以 を勘 上 \mathcal{O} 案 者 L に て 係 算定 る 量 L 。 以 た量 下 とする。 基 準 量 とい う。 であって、 + 五 歳 未 満

 \mathcal{O}